

伊東市職員（駿東伊豆消防組合派遣職員）の懲戒処分について

この度、職員（駿東伊豆消防組合派遣職員）の懲戒処分を行ったので、次のとおり公表します。

酒気帯び運転による人身事故という大変遺憾な事案の発生を重く受け止め、市民の皆様にご心からお詫び申し上げますとともに、今後、このような不祥事が発生しないよう、綱紀粛正及び服務規律の確保について徹底してまいります。

1 処分内容

(1) 被処分者

駿東伊豆消防組合（本市からの派遣職員） 消防士長 稲葉達也 37歳

(2) 処分年月日 令和6年4月30日

(3) 処分量定 免職

(4) 関連者処分（管理監督責任） なし

2 事案の概要

被処分者は、令和5年11月19日に酒気帯び状態で自家用車を運転し、伊東市内の物販店駐車場において、自動車運転上の注意義務を怠り歩行者と衝突したにもかかわらず、負傷した者の救護をせずその場を立ち去り、自動車運転処罰法違反（過失運転致傷）及び道路交通法違反により同日逮捕された。

その後、令和6年2月15日に道路交通法違反（酒気帯び運転、安全運転義務違反及び救護措置違反）により行政処分（運転免許取消処分8年）を受け、また同年3月29日に自動車運転処罰法違反で略式起訴され、同年4月9日に刑事罰として罰金10万円の略式命令が下された。

3 処分の理由

被処分者が行った行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反するものであり、同法第29条第1項第1号（法令違反）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）に規定する懲戒事由に該当するものと判断したため。

以上